

Weekly コラム

平成 30 年 12 月 11 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

平成 30 年度地域別最低賃金

◆最低賃金引き上げ額平均 26 円で過去最大
平成 30 年度地域別最低賃金は、中央最低賃金審議会で賃上げ額の目安が公表され、それを基に各都道府県労働局長が改定額を決定し 10 月 1 日から順次発令されます。

改定額を見ていくと A ランクの 6 都道府県は目安通り 27 円引き上げられ、東京は 985 円と最高、神奈川は 983 円と 1000 円に迫りました。B ランクの 16 府県も目安通り 26 円引き上げられ、7 県が新たに 800 円以上、一方 C ランクは 25 円の引き上げ、5 県が新たに 800 円台に乗せました。D ランクでは 24 円の引き上げで C と D で 11 県が 762 円で並び、最低は鹿児島県の 761 円でした。

◆5 年後には 1000 円まで引き上げ？

近年、最低賃金は引き上げの流れが続き、時給額のみで表示されるようになった平成 14 年度には 663 円でしたが一昨年度に初めて平均 800 円を超えました。今回は全国加重平均で最低賃金を 3.1% 程度引き上げています。このままですと 5 年後には 1000 円に達する事になります。政府は 800 円以下の最低賃金をなくすことを掲げているので、人手不足に対処するため中小企業では実力以上の賃上げを求められるかもしれません。

平成 30 年の改定額は以下の通りです。

A.27 円改定

東京 985 円 大阪 936 円 愛知 898 円 千葉 895 円

神奈川 983 円 埼玉 898 円 兵庫 871 円

B.26 円改定

茨城 822 円 栃木 826 円 群馬 809 円 宮城 798 円

富山 821 円 長野 821 円 京都 882 円 静岡 858 円

三重 846 円 滋賀 839 円 和歌山 803 円 岡山 807 円

広島 844 円 山梨 810 円 徳島 766 円 香川 792 円

C.25 円改定

北海道 835 円 新潟 803 円 石川 806 円 福井 803 円

岐阜 825 円 奈良 811 円 山口 802 円 福岡 814 円

愛媛 764 円 高知 762 円 佐賀 762 円 長崎 762 円

熊本 762 円 大分 762 円 宮崎 762 円 沖縄 762 円

D.24 円改定

青森 762 円 秋田 762 円 岩手 762 円 山形 763 円

福島 772 円 島根 764 円 鳥取 762 円 鹿児島 761 円



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。